ちょーこく
記 者 発 表

平成30年7月20日

本紙の投込みを持って解禁

記者発表資料配布先

長岡市記者会
長岡地域記者会

特殊車両・過積載の取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所・長岡警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時　：　平成30年7月19日（木）　14:00～16:00
取締り場所及び結果
・国道8号 宮本(みやもと)除雪ステーション（長岡市宮本(みやもと)1丁目地先）
取締り車両数：３台　うち違反指導を行った車両：１台
＜違反指導を行った内訳＞
道路法取締り
・特殊車両通行許可書無し　：　１台
※上記１台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合せ先
【特殊車両の通行許可に関することについて】
国土交通省　北陸地方整備局　長岡国道事務所
管理第一課長　本野(もとの)　恒夫(つねお)　［電　話］　０２５８－３６－４５５１（内線４３１）
［ＦＡＸ］　０２５８－３６－４６６０
【過積載に関することについて】
新潟県　長岡警察署　交通課　［電　話］　０２５８－３８－０１１０

【取締り実施状況】

左：運転手に特殊車両通行許可書提示を求めています。

右：車両重量確認のため、重量計へ車両を誘導しています。

道路橋劣化の原因の9割は大型の重量違反車両

➢重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

損傷（鋼材破断）の実例→
（国道23号 木曽川大橋）

➢下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 （車両制限令等）
長さ	走行（連結・積載）状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m （一部道路では4．1m）
総重量 （車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に応じて最大25t）
軸重	積載状態で最大10t

【注意】
- 車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- 自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。